

諮問第 406 号
環保企発第 1506082 号
平成 27 年 6 月 8 日

中央環境審議会会長
浅野直人 殿

環境大臣
望月義夫

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書改正に係る化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく追加措置について（諮問）

標記について、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号）第 56 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、次のとおり諮問する。

「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書改正に係る化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく追加措置について、貴審議会の意見を求める。」

（諮問理由）

平成 13 年 5 月に採択された「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」（以下「ストックホルム条約」という。）は、残留性有機汚染物質から人の健康及び環境を保護することを目的として、残留性有機汚染物質の製造及び輸出入、使用等に係る規制等について規定した条約である。我が国は、平成 14 年 8 月、本条約を締結した。これまで、本条約で意図的な製造及び使用から生ずる放出を削減し、又は廃絶するための措置が必要な残留性有機汚染物質として規定されている物質については、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号。以下「法」という。）に基づき、法第 2 条第 2 項に規定する第一種特定化学物質に指定し、製造、輸入、使用及びこれらを含む製品の輸入を禁止する措置を講じてきたところである。

本年5月に開催されたストックホルム条約第7回締約国会議において附属書の改正が決定され、新たに3物質群（塩素数が2以上のポリ塩化ナフタレン、ヘキサクロロブタジエン、ペンタクロロフェノールとその塩及びエステル類）が、同条約の附属書A（意図的な製造及び使用から生ずる放出の廃絶）の対象に追加された。このうち、ヘキサクロロブタジエンについては既に法の第一種特定化学物質に指定されている。塩素数が2以上のポリ塩化ナフタレン並びにペンタクロロフェノールとその塩及びエステル類についても、我が国として条約の遵守に不可欠な措置を講じるため、①これらの物質群を法の第一種特定化学物質に指定すること、②これらの物質群の個別の適用除外の取扱いに関する事、及び③これらの物質群が使用されている製品であって輸入を禁ずるものを指定することについて、法第56条第1項第1号の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

(別添1)

中環審第845号
平成27年6月8日

中央環境審議会 環境保健部会
部会長 相澤 好治 殿

中央環境審議会
会長 浅野 直人

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書改正に係る化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく追加措置について（付議）

平成27年6月8日付け諮問第406号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、環境保健部会に付議する。

中央環境審議会環境保健部会
化学物質審査小委員会
委員名簿

	氏名	所属
委員 (委員長)	白石 寛明	国立研究開発法人国立環境研究所 環境リスク研究センター フェロー
臨時委員	菅野 純	国立医薬品食品衛生研究所 安全性生物試験研究センター 毒性部長
臨時委員	小山 次朗	国立大学法人鹿児島大学 水産学部海洋資源環境教育研究センター教授
臨時委員	鈴木 規之	国立研究開発法人国立環境研究所 環境リスク研究センター センター長
臨時委員	田辺 信介	国立大学法人愛媛大学教授 愛媛大学特別栄誉教授
専門委員	青木 康展	国立研究開発法人国立環境研究所 環境リスク研究センター フェロー
専門委員	日下 幸則	国立大学法人福井大学医学部教授
専門委員	田中 嘉成	国立研究開発法人国立環境研究所 環境リスク研究センター 生態リスクモデリング研究室長
専門委員	山本 裕史	国立大学法人徳島大学大学院 ソシオ・アーツ・アンド・サイエンス研究部 准教授
専門委員	吉岡 義正	元 国立大学法人大分大学教授
専門委員	和田 勝	国立大学法人東京医科歯科大学名誉教授

